

会 議 録

会議の名称	第 1 回 豊中市いじめ防止等対策審議会		
開催日時	令和 5 年（2023 年）7 月 19 日（水）18 時 30 分～20 時 00 分		
開催場所	青少年交流文化館いぶき 多目的ホール	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 児童生徒課	傍聴者数	0 人
公開しなかつ た理由			
出席者	委員	小野田 正利 委員、峯本 耕治 委員、良原 恵子 委員、渡邊 純 委員 山口 崇 委員、二見 真美 委員	
	事務局	井上 児童生徒課長、込山主幹、杉本 課長補佐、白井 係長、増田 主査	
	その他	中尾 教育政策監、藤原理事、堤 参事、出口こども政策課長、 橋本はぐくみセンター長兼こども安心課長	
議題	1. 令和 4 年度（2022 年度）豊中市の小中学校におけるいじめに関する 現状と課題について 2. その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙参照		

第1回 豊中市いじめ防止等対策審議会（記録）

日 時		令和 5 年（2023 年）7 月 19 日（水）18 時 30 分～20 時 00 分
場 所		豊中市青少年交流文化館いぶき 多目的ホール
出席者	審議会委員	小野田 委員、峯本 委員、良原 委員、山口 委員、二見 委員、渡邊 委員
	事 務 局	井上 児童生徒課長、込山 主幹、杉本 課長補佐、白井 係長、増田 主査
	そ の 他	中尾 教育政策監、藤原 理事、堤 参事、出口 こども政策課長 橋本 はぐくみセンター長兼こども安心課長
	傍 聴 者	0 名
欠席者	審議会委員	0 名

（事務局 A）

定刻となりましたので、ただ今から令和5年度（2023年度）第1回豊中市いじめ防止等対策審議会を開会させていただきます。開会にあたりまして、審議会の成立要件につきましてご報告いたします。（資料1）「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」第6条第2項の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。委員数は6名であり、本日4名のご出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。委員2名は遅れての出席になります。次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。着座にて失礼します。まず、1つ目『次第』になります。2つ目『（資料1）「豊中市いじめ防止等対策審議会規則」』、3つ目『（資料2）「審議会等の会議の公開の実施に関する要領・豊中市情報公開条例」』、4つ目『（資料3）「豊中市いじめ防止等対策審議会会議の傍聴要領」』、5つ目『（資料4）「豊中市いじめ防止基本方針」』これはホッチキス止めでございます。6つ目『（資料5）「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」』、7つ目『（資料6）「豊中市いじめ防止等対策審議会委員名簿」』、8つ目『（資料7）「令和4年度（2022年度）豊中市の小・中学校における「いじめ」に関する現状と課題について」』、9つ目は会長からの提供いただきました補足資料をホッチキス止めとA4 1枚になっております。以上となっております。不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、会議の開催にあたりまして会長からご挨拶いただきます。

（会長）

どうもみなさん集まっていたいただきありがとうございます。

（事務局 A）

ありがとうございました。さて、本審議会におけます公開・非公開について、事務局より説明し、提案させていただきます。審議会におけます公開・非公開につきまして、『（資料2）「審議会等の会議の公開の実施に関する要領」第2第1項』に基づき、当審議会が決定するものとなっております。従いまして、公開・非公開につきましては、次の通り提案しますので、お諮りください。同じく（資料2）のなかほど「豊中市情報公開条例」裏面になりますが、第23条に基づき、当審議会は、基本、公開するものとなっておりますが、第1号の不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合は非公開とすることが規定されています。本いじめ防止等対策審議会では、個別の案件を審議する場合などは、個人が特定される恐れ、また特定された個人の周辺に関する個人が特定され二次被害が起きる恐れなどがあることから、「豊中市情報公開条例第7条、審議会等の会議の公開の実施に関する要領第2第2項」に基づき、非公開または一部非公開とすることができます。そして、「審議会等の会議の公開の実施に関する要領第2第3項」に基づき、非公開にあたるか否かの決定権限を会長に委任することができます。以上よろしく願いいたします。

（会長）

今の、説明・提案について、何かご意見ございますか。ないですか。わかりました。では、原則公開とし、今回の案件も個人案件が特定されるわけではありませんので、今回につきましては公開としたいと思います。よろしいでしょうか。次、傍聴の件お願いします。

（事務局 A）

続きまして、傍聴要領についてでございます。本日は、傍聴の方はいらっしゃいませんので、ここでご報告させていただきますと思います。

(会長)

それでは、傍聴なしという事でいこうと思います。よろしくお願いします。

(事務局 A)

続きまして、事務局より当審議会について説明をさせていただきます。平成 25 年(2013 年)に施行されました「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、本市としましては、平成 28 年(2016 年)2 月「豊中市いじめ防止基本方針」を策定しております。お手元の、(資料 4)をご覧ください。ホッチキス止めでございます。

「豊中市いじめ防止基本方針」では、本市におけるいじめの問題等に関わる組織について設置を謳っております。本市では、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定め、いじめ防止対策推進法が定める地方公共団体が設置する組織として、「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」「豊中市いじめ防止等対策審議会」「豊中市いじめ問題再調査委員会」を条例設置しております。(資料 5)「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」をご覧ください。「豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第 2 条第 1 項の規定に基づき、「豊中市いじめ防止等対策審議会」は教育委員会の附属機関として位置づけられ、設置されています。条例第 2 条第 2 項において、この審議会における調査審議事項が規定されています。第 1 号では、市のいじめの防止等の対策が、効果的な実効力のあるものになっているか、市の基本方針の見直しの必要性はないのか等を、教育委員会の諮問に応じ、専門的な見地から調査審議を行うことが規定されています。また、第 2 号において、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が生じた場合に、調査部会を置き調査を行うことが規定されています。調査部会における調査の結果を市長に報告し、市長が再調査が必要であると判断した場合は、市長の附属機関として「豊中市いじめ問題再調査委員会」を設置し、「豊中市いじめ問題再調査委員会」が再調査を行います。この組織は、市長部局が担います。以上で、説明を終わります。

(会長)

それでは次に、委員の皆さんの自己紹介に移りたいと思います。委嘱状は先日前渡ししておりますが、任期につきましては、令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日までの 2 年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

<自己紹介>

(会長)

はい、ありがとうございます。今日はあらかじめ用意されたのは、お手元のグラフが付いてる資料、1 件だと思いますので。すいませんが、昨年度、「令和 4 年度(2022 年度)豊中市の小・中学校における「いじめ」に関する現状と課題について」の説明をよろしくお願いいたします。

(事務局 A)

それでは、お手元の(資料 7)をご覧ください。(資料 7)につきましては、「令和 4 年度(2022 年度)豊中市の小・中学校における「いじめ」に関する現状と課題について」のご説明をさせていただきます。まず、現状ですが、『本市のいじめ認知件数について』は、小学校のいじめの認知件数「1,066 件」、昨年度より「563 件」増加です。児童の千人あたりの認知件数につきましては、「47.8 件」です。中学校のいじめの認知件数は「360 件」、昨年度より「15 件」増加。生徒千人あたりの認知件数は「37.1 件」です。市全体のいじめの認知件数は「1,426 件」、昨年度より「578 件」増加。児童生徒千人あたりの認知件数は、「44.6 件」でございます。また、本市の小学校におけるいじめの認知件数の千人率は、府や国と比較すると低く、中学校におけるいじめの認知件数の千人率は府や国と同程度でございます。これは昨年度と変わらないかと思います。2 つ目、『本市の学年別の認知件数について』でございます。いずれの学年におきましても、認知件数が昨年度よりも増加しております。特に小学校 3 年生、4 年生、6 年生の増加が顕著であると認めます。小学校の低学年の認知件数が増加しており、「いじめ防止対策推進法」に基づいた積極的認知の浸透が見られるのではないかと考えています。中学校では、学年を重ねるごとに認知件数が減少傾向にございます。続きまして、『本市のいじめ態様』につきまして、「態様 1 冷やかし等を言われる」においては、小学校では約 3.5 割、中学校では約 4 割を占めております。また小学校では、「態様 1 冷やかし等を言われる」「態様 2 仲間はずれにされる」「態様 7 嫌なこと等をされたりする」の増加が顕著であり、中学校では、「態様 7 嫌なこと等をされたりする」「態様 8 パソコン等で誹謗中傷等をされる」の増加が顕著でございます。以上、表面の説明です。裏面をご覧ください。『本市におけるいじめの解消率について』でございます。令和 4 年度(2022 年度)のいじめの解消率は、

小学校で「95.5%」、中学校で「90.0%」となっております。『本市のいじめ発見のきっかけ』につきましては、小学校では「本人保護者からの訴え」が最も多いですが、その割合は減少傾向にあります。次に「本人からの訴え」「学級担任が発見」の順番に多いです。府や国と比較しますと、「本人保護者からの訴え」の割合の高さが顕著であるというふうに見て取れます。中学校におきましては、「本人からの訴え」がもっとも多く、「本人保護者からの訴え」「学級担任が発見」の順番に多いです。国や府と比較しますと、「学級担任が発見」の割合が高い傾向にあります。小中学校共に、学校の取組みアンケート調査などの割合が、府や国と比較すると極端に低い現状が続いております。最後に『課題への取組』についてでございます。小学校におけますいじめの認知件数の千人率は、右の図のグラフの通りになりますが、いじめ認知件数の千人率の低い小中学校に対して、いじめに関する校内研修の実施をしていくように対応を取っていく方針でございます。また、解消に向けての丁寧な対応の促進。こちらにつきましても、課題として上げさせていただきます。以上です。

（会長）

はい、ありがとうございました。お手元の資料グラフ、例年のように来ているわけですが、ここの審議会で何度も議論してきている事もあります。どうしても学校のアンケート調査が豊中ではいつも少なく、アンケートを改善していても、やはりこの数字で、しょうがないのかなという。だけど、拾う事が出来れば、それでいいのではと思うのですが。今日はこのことが1つの大きな議題ですので、このことに関わって、委員の皆さんからのご意見、ご質問ということでいこうと思うのですが、いかがでしょうか。

（A 委員）

はい。いいですか。

（会長）

どうぞ、A 委員。

（A 委員）

裏面の方のアンケート結果で、今ご指摘があった所で、小学校に関しては、「0.7」「1.1」「0.4」「2.5」ということで、僅かではあるのかもしれませんが、ちょっとずつ効果は上がってきているのかなというふうには見えるんですが、どのように捉えておられるかなと聞かせていただければ。

（事務局 A）

おっしゃるように、数値としては微増しているのかなというふうには捉えておりますけれども、やはり国や府の「62.7」「57.9」と比べますと、はるかに少ないかなという事があります。多くすることが、子どもたちのスクリーニングにも繋がるのかなと思うんですけれども、やはりここが課題としては、継続していくというふうには捉えております。

（事務局 B）

追加でいいですか。

（会長）

どうぞ。

（事務局 B）

「2.5%」なんですけど、件数で言いますと、「27 件」なんです。昨年度が「0.4%」なんですけど、これを数字で言うと「2 件」なんです。件数で言うと、「+25 件」ということで、認知件数が伸びたので、%では分かりづらいんですけど件数では伸びています。あともう1つはずっと課題として残ってきていることなので、僕たちとしても前回の時に、大阪府の方に確認させていただいたりとか、あと学校に所々で聞いているんですけど、恐らく「学校の取組み」という言葉の中に、例えば個別面談を学校としてした場合、個別面談で本人からしんどい思いを聞いた時に、「本人からの訴え」とするのか「個別面談」という「学校の取組みの中で出てきた」というふうに判断するのかというのが、実際、僕が何校か聞いたところでは、分かれてました。

（会長）

なるほど。

（事務局 B）

そういうところもあるのかなと思ってまして。あと大阪府の方には以前からお伝えしていますように、だいたい全国でいうと、半数くらいがアンケート調査が2回から3回。じゃ、その2回から3回のアンケートで、全

体の6割くらいを把握していること自体が少しおかしいのではという感覚を持っています。恐らく2、3回ということは、学期に1回取ってると思うので。つまり全国の見方変わりますけど、学期ごとに6割認知して行ってるのか、それを本当に早期対応出来ているのかというところが少しありますので。このアンケートの数値については、今お伝えしたように、2点の視点から今見ていこうと考えています。

(会長)

A委員、どうですか。

(A委員)

小学校に関しては、微増ということにはなっているのですが、逆に、中学校の方が減少という事になってまして、この点も何か原因というか分析されてるのかなと思います。

(事務局B)

中学校においては、実数値が「2件」。昨年度と比べると「-5件」です。中学校においての分析としましては、先ほどお伝えしたような中身で、「学校の取組み」とするのか、「アンケート」とするのかというところが、結構引っかかってきています。ただ、アンケートの中身は、そこまで以前のように、「学校生活アンケート」みたいな部分の色はだいぶ薄れてきていると感じていますので、それでもこの数字なのかというところで、更なる分析が必要かなと考えています。

(会長)

はい。よろしいですか。

(A委員)

はい。

(会長)

実はこのアンケート、いろんな重大事態の調査とかいろんな報告書を山ほど読んできているんですけど、そこに書かれてたのを見過ごしたということが、すごく指摘されるんですよ。つまり、「学校生活に不満ありますか。」と、選択式だとか記述式でもいいんですけど、そこに書いてあったにも関わらず、それを見過ごして長期欠席に繋がったとなると、大問題になってくる。豊中の場合は少なくとも、その見過ごしが無いとも言えるわけですよ。そこから拾い上げてきてもこれだけなので。言い換えれば他の所は、あまりにもアンケートに頼りすぎてしまっていて、その中で「アンケート慣れ」みたいなものがあって、いくつも起きているというところがあるので。またこれが裁判になると、厄介なことに「そこに書いてあったじゃないか」って。証拠書類で出さされるという関係もあるので、アンケートをこれ以上色んな形でやってきてもこれ以上無理かなという感じはしてます。

むしろ、事務局Bが言われたように「本人からの訴え」の中に、個別面談やって、それが実はその中で「本人が訴えた」という形になってきた時に、「学校の取組みアンケートなど」ですから、あくまでも、数字の入れ方の問題がかなりあって、それで豊中の学校では、文字通りアンケート調査そのものを書いてあったという事が、ポイントになってきている。他のところでは、「アンケート調査がちょっと気になって個別面談してみても、どうだった」という時に、どっちに入れるかってなった時に、それだけの差だけなんじゃないかっていう気はします。要するに、拾い上げる時に、アンテナを高くしておけば、良いというようなことだろうと思うので。どういうふうな感じで、恐らく一生懸命アンケートの取り方について、C委員やD委員に頑張っていた。でも、ここまで来て、これを改善していても発見の仕方としては無理なんじゃないかなって気がします。私は豊中っていうのは、学校問題解決支援事業も含めて、かなり早期の段階で手を入れる事ができている。そういうふうなのが、重層的に重なりながら、ある意味では、深刻化だとか重大化を防いでるっていうのが、すごくあるような気がして。特に、いろんな市町村を周って見て、豊中はすごいシステムだって私は思っています。あとでまた私の資料に基づいてお話をさせていただきます。そんな感じがしますが、B委員いかがですか。

(B委員)

私も今、会長が言われてる事はそうかなというふうに思ってます。ただ、難儀なのはあまりにも極端なので、もう少し分かりやすい理由が、評価の仕方というか統計の取り方の違いとか、あまりにも違うから。多分その場合はもう少し分かりやすい理由が多分あるのではと思うので、それが何かというのは気になります。

(会長)

事務局A何かあります。

(事務局 A)

やはり今までは紙媒体でアンケートを取るということが多かったと思うんですけども、今は一人1台タブレット端末を使ってとかツールがたくさん増えてきていると思うんですけども、一定、学校訪問していく中で、学校から上がって来た意見としましては、例えば紙が配られました、以前ここでも議論になったかもしれませんが、何か書いてたら、長い間鉛筆を持っていたら、「何か訴えてるな」と周りにバレてしまうという事があるので、例えば、今は forms にして「家でやってきなさい」という形で工夫されている所もありましたので、恐らく今度そういったツールを使う事で、この数値は上がってくるものなのかなとは思っております。

(会長)

今言われた、「書いてる」っていうのは、これまでも議論になった4年前に私も言ったんですけど、「写経」するシステムを作ればいいんですよ。つまり、「何もなかったら左の文書を右に写しなさい」と。書かせるんですよ。わかります。「写経」。そうすると、皆長い間、5分間鉛筆を持ってるんですよ。そういうやり方をすれば、皆何かを書いているんですよ。「何もなければ、左の文字を右に写しなさい」って。それでいいんです。そうすると何か書いてる。皆。それをお話したと思います。議事録に残っていると思います。いろんなやり方があります。あるいは、別の所では、体育館に連れて行って、体育館で散り散りバラバラになって、ここで書かせるってやり方なんです。つまり、隣の子と1メートル以上離れている。そういう手もあるんです。だから、学校で書く場合でも、例えばクラス30人いたら、体育館を使って、バラバラになって書かせて集めるというやり方で、そうしたら皆何かしている訳ですよ。いくらでもやり方あるんですよ。その場で至近距離でやるから当然「お前何書いているんだ」という話になるから、抑圧になってしまう。いろんな方法をお話したかと思いますが。あるいは30人程度だったら、机を壁側とか窓側に向けさせるやり方も出来ますよね。そういうやり方でしている所って、円陣、二重に円陣を組む方法もありますけど。C委員いかがでしょうか。

(C委員)

そうですね、いろいろな取り組みをしても、あんまり変わらないのかなと思ったりもするんですが。回収率が高いと考えてよろしいですか。

(会長)

アンケートの回収率。

(C委員)

はい。不登校の子とかはどうしてるのかなと。どうなんでしょう。

(事務局 B)

基本、不登校の子も出来るかどうかの状況を確認して、基本担任が持って行ったりとか。例えば、ある学校でいうと、配慮して渡さないという所もあると聞いています。要するに、クラスとの関係がほぼない不登校の子に、そのアンケートを持って行って取るというところで、あんまり適さないかなということで渡さないという判断をしていると聞いてますけども。基本、渡した子に対しては、基本回収で、担任・管理職がダブルチェックしているのが多いと感じてます。

(C委員)

じゃ、ほとんどの子が書いているという理解で、回収率もほぼ100%に近いという考えで。

(事務局 B)

という認識です。むしろ出さない子に対しては、より注意が必要かなという判断なのかなと思います。

(B委員)

基本的には、皆教室で「今からアンケート書いて」と言って書いている。

(事務局 B)

基本そうですね。小学校でいうと、方法何回かやってますので、全ての学校が学校で記入という方法を小学校では取っている。違う形の2回分は、家に持って帰ってという所もある。中学校は14校学校、3校が持って帰ってという形になってます。

(B委員)

持って帰ったのは、決まった時に集めてる。

(事務局 B)

そうです。

(C 委員)

むしろ認知件数が、こんなに上がって。今まで本当にいろんな校長会や生徒指導主事の会とかで、やんやんとおっしゃった効果が表れたのかなとすごく思ってた、これはすごいなと思いました。「無い」と言ってきた学校も2件とかであったような気がするんですけども、今までは。これで100%となりましたし、すごいなというふうに思って聞いてました。

(A 委員)

今、C 委員がおっしゃった関係で、極端に認知件数が低い学校とか、「0」あるいは「0」に近い学校とかがっているのは、あんまりなかったんですか。

(事務局 B)

「0」に近い学校はほぼないですけど、千人率で全て出しました。千人率で出して、やはり二桁いかない所については、やはり低いと私はみなしてます。なので、令和4年度の取組みなので、令和3年度の学校ごとの千人率を全部出して、低い学校には1件1件電話をして、「体制大丈夫か。本当にないのか。」という事と、「本当に無いんだったらいいけども、見過ごしてるなら、先生これはえらいことですよ」って校長先生に言って、「先生方の意識を変えるお手伝いで研修どうですか。」と言って、どんどん言っていくって、夏とか冬とか先生方が時間取れる時に行ったりだとか、そういう形でやりました。やはり千人率で見ると、見え方が変わってきます。大規模校で千人規模の学校である数値と小規模の学校の件数だけを見ると、千人率で見るとそういうがあるので、基本千人率で比較するようにしました。

(C 委員)

低い学校は、ずっと毎年低いんですか。

(事務局 B)

個人的な意見になりますけど、管理職の代で。

(C 委員)

去年もそれおっしゃってたと思います。

(事務局 B)

だいぶ変わってます。

(C 委員)

そうですね。管理職で、そうしたらその異動した、その低い件数だった学校の管理職が異動したら、その学校も低くなるということですか。

(事務局 B)

先に手を打てたらいいんですけど。私今になって思うのは、管理職の方と月ごと調査を担当されている方の、学校における立場が2つ影響しているのと、今考えています。要するに、月ごと調査を担当している方が、「いじめの認知を積極的にしっかりしよう」というふうに先生方に言えてる状況があれば、管理職が代わったとしてもある程度前の路線でいけるんですけど、それがあまり言えてなくて、本当に集計するだけの仕事となると、管理職の先生の考え方がバーっと広がってしまって、あまり認知件数が伸びてこないんじゃないかなと捉えています。

(C 委員)

やはり、人が代わると数字が変わるでは問題だと思いますし、どれだけシステムを定着させるのかっていう。人が代わる、管理職が代わろうとも大事なんですけど、そうすると今度逆に、また形骸化してしまって、今事務局Bが申されたように、「じゃ、適用に」「はい、言われたようにバーと集計しよう」ってなると、またそれはそれで中身が薄くなってしまうので、そのバランスは難しいなと思うんですけど。やっぱり両方の意識はいるかなと。

(会長)

D 委員、このことがあって議論してるんですが、ご意見何かありますか。

(D 委員)

遅れてすみません。アンケートを前に作ってと言われて、共通したものを作ったのですがそれは結局活用されているのかどうか。いっぱい書くのをバレたくないとかで工夫して「私の夢」みたいな項目を作ったら、「それは、いらないんじゃない。」とその時なつたと記憶しているんですけど、結局それぞれの学校で、共通したものではなくて、どういうアンケートを使っているのか、きっとこれまでもずっと同じ議論をしてきたと思うんですけど、同じアンケートで同じように一斉の手続きでやって、それを学校としてデータがどれだけ違うかをみることで、本当にデータの比較ができると思うのですが、この場合、比較するのが難しいなど。アンケートでの発見が極端に低いと思うんですけど、アンケート結果が割と高く出ている学校とかあるんですか。

(事務局 B)

小学校で全市で 25 件なんです。中学校で今年でいうと 2 件なので、あまり高い低いというのが。

(D 委員)

そうですね。ありえるのかという数字ですね。

(事務局 B)

以前、作成いただいたアンケートについては、会長の名前で鑑文を作らせていただいて。

(D 委員)

そうですね。

(事務局 B)

「各学校で、カスタマイズしてやってもらえたらいいですよ」っていうスタンスをとって。ただ、学校生活アンケート、要するに「生活守れてますか。」みたいなのは、いじめのアンケートとしては適していないというふうに判断されますよ」っていう事も付けて各学校に下ろしてまして。

(D 委員)

そこで使うかどうかは、その学校次第っていう感じなんですね。

(事務局 B)

そういう形になるかと思います。

(D 委員)

良くないんですかね。項目が。答えにくい。

(A 委員)

結構議論したと思いますけど。

(D 委員)

結構議論したし、全国のアンケートをいっぱい出してくれたのを、全部参考にしながら作ったと。

(会長)

だから、豊中が特殊なアンケートをしているわけではない。やり方も特殊ではない。

(D 委員)

ですよ。地域性という感じなんですかね。同じ大阪府内で豊中だけがこんなに少ないのか。

(C 委員)

その分、「本人からの訴え」と「保護者からの訴え」がこれまたダントツなので。

(D 委員)

これは、大阪府内でも高いってことですか。

(会長)

高いということですね。

(C 委員)

小学校の保護者からの訴えは、めちゃくちゃ高いですよ。

(A 委員)

明らかに高いです。

(会長)

これ、最初から高いです。やっぱり自己主張するんですよ。大事だと思います。

(C 委員)

「書く前に言った方が早い」みたいなものがある。

(D 委員)

「学校の書く前に言うわ」という感じなんですね。

(会長)

でしょうね。

(D 委員)

それはそれでいいのかな。それはそれで特徴として良いと思うんですけど、アンケートは極端に少ないっていうところについては、なぜなのかをアセスメントする事で、この市のもう少しいいじめ対策に何か活用できることが、逆に見えてくることがあるのかなと。今みたいに「言った方が早い」とか、「直接言っていこう」と積極的な人が多いのか。

(C 委員)

やはり「保護者からの訴え」も低かったら、「あれ。どうしたのかな。」となるんですけど、こんなに著しく高いので。中学はそれほどではありませんが。

(D 委員)

保護者が多くて、子どもからの訴えという。

(会長)

も多いんです。いずれも多いんです。

(C 委員)

受援能力が高いというんですか。

(D 委員)

言える雰囲気があるとかね。

(B 委員)

言える事を書けてないんですよ。

(会長)

SOS 発信能力が高い。

(B 委員)

言える事を書けてないだけ。

(A 委員)

なるほど。

(B 委員)

言う方がはるかに壁が本当なら高いはずなのに、それを親だけじゃなくて、子どもも言っているのに、「何で書けへんねん」と。

(D 委員)

アンケートに「アンケートに書かず直接言います」と項目を付けて、それに丸が多かったら、そういう事なんだという。

(会長)

そうですね。

(B 委員)

そういうことなんで。みんなの前で書きにくいというのは、あるかもしれない。ですよね。さっき言っていたように、例えば、1 学期は全員みんなの前で一緒に書かせたけど、2 学期は持って帰らして書かせてるというのは、それで違いが何かあるとか。でも、こんな数だから、あんまりその違いはない。

(事務局 B)

あまりないです。

(B 委員)

あんまりないんですね。

(C 委員)

だから、直接ダイレクトに、しかも誰が見るか分からないという形ではなくて、「言いたい人に言う」「聞いてほしい人に言う」と感じがあるのかも知れないですね。

(会長)

だから、「先生に言ったからアンケートに書く必要がない」という発想だってできますよ。

(C 委員)

「先生に言っても仕方ないから管理職に言ってる」とか。

(会長)

どこかで SOS を発信してくれて、それをキャッチ出来ていれば、キャッチできているからこそ、深刻化していないというところは、すごく大きい意味だと思うんですよね。それと、前にも言ったと思いますけど、文科省のアンケートの取り方がおかしいんです。ハッキリ言って。普通何かというと、結局のところ、「何か変だな」って先生が薄々気が付いている。一番左の。それで、本人に聞いてみたら本人が言い始めた時に、どっちに丸を付けるかということです。担任が発見とも言えるわけでしょ。アンケート一択だから問題なんですって私、何回も言ったと思います。だから、重なってるなら 2 つ 3 つ丸を付けさせるべきだと。そうしないと意味がない。文科省に上げる時は、その内のどこか 1 つ付けて出せばいい話であって。要するに、発見というのは、実は 1 つじゃないということなんです。むしろ、アンケートで発見というのは、揉めに揉めるんです。私がいろんな相談に乗っていくと。つまり、そこで、バーっとなってそこで大変だってことになって、書いてあって、その子呼んで、聞き取りをして、「誰に。」となっていく、そして、聞いている内に、その子も・・・ではないけど名前を言ってしまう。言うとは、自作自演だって結構いくつかある。つまり、アンケートそのものだけで、事が起こり始めると、実は、その後の処理を含めて相当難しくなるんです。つまり、聞き取りをしないといけない。被害者本人から丁寧に聞き取る。加害者に行かずに、周りの子に聞き取って、3 番目によく加害者だって私原稿も出してるんです。そういうやり方で手順を踏まないといけないから、学校現場は、そのアンケートのみで発見っていうのは、もの凄く苦労するんです。一番手間がかかるんです。時間がかかるんです。そして、全容がなかなか明らかにならない。これが実際だと思います。だから、豊中の子のように、本人が言ってくれた方がはるかに真実がわかる。親が言ってくれた方がはるかに動きやすい。だって、そこで具体的に「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」と。「なぜ」は分からないけど。そういう事が見えるという意味では、私はこれで良いと思いますよ。一方、全国の差がどうのこうのって「だからなんじゃい」と言い返せば私は良いと思います。E 委員いかがでしょうか。

(E 委員)

今のお話で良いと思うんですけど、その「訴え」というのは、報告は担任なんですか。どこなんですか。それは分かるんですか。

(会長)

キャッチしたのは誰ですか。

(E 委員)

キャッチじゃなくて、「本人からの訴え」とか「保護者からの訴え」というのは、担任に行くものなんですか。それとも、いきなり管理職に行ったりとか。本人なら、養護の先生とか、その辺の方向性は分からないという。

(事務局 B)

分かりません。

(E 委員)

月別というか、そういう物はあるんですか。違いが、いつこういう訴えが1学期の終わりの方に多いとか。それから、さっきの話で言うと、アンケートをしている月は、訴えが減っているとか。そんなものもあるんですか。

(事務局 B)

月ごとの認知件数の比較というのは、あんまりしてないですけど、傾向的には、学期末は増える傾向があると思います。それは、懇談があるから。懇談の時に、お母さんとか保護者の方からあつたりするってことで、令和4年度はまだ見れてませんが、それまでの傾向としては、学期末は少し認知件数は増えていると把握はしています。

(E 委員)

「訴え」というバクつとしたものではなくて、実際に言いに行った先は「懇談で分かった」とか、その辺を見ていくと、それこそ今出ている議論の中でどういうルートで、「子どもが言いやすい」とか「保護者が言いやすい」とか。それからアンケートの観点で言えば、アンケートも活用しているけど、「言ってる」ということなの、月によって、アンケートをしている月でも、訴えている方が断然多いのなら、あんまりそれが活用されてない事になるだろうし。

(事務局 B)

私の記憶では、月ごとでそこまで差はないです。

(E 委員)

アンケートをしている月は、学校によって違う。

(事務局 B)

基本学期末が。

(E 委員)

が多い。だから、学期末は増えているけども、それはどっちかというと懇談で増えてて、アンケートによって増えているわけではなさそうだといいことですね。

(事務局 B)

増えてるといって微増ですね。

(会長)

全国周ると、校長ら曰く「魔の6月」って言い方します、6月。なぜかと言うと、4月は学級編成替えがあって、みんないろいろ緊張感持ってゴールデンウィークがあって、最近では5月にいろんな行事、運動会が移ってくる。そこまでは何とかもってる。6月にある意味では、それまでの不協和音みたいなものが、顕在化すると。それが6月。もうひとつ11月というのは、いろいろ文化的な行事が10月くらいまであって、その後に起きる。だから、学校現場関係者に聞くと、保護者対応トラブルとか子ども同士のいざこざというのは、「魔の6月」「魔の11月」って言い方をよくいろんな、全国各地でそんなことを聞いたりしますけど。ただ、いわゆる、いじめの問題というのは、どこの段階でその子が、ある意味では、我慢しきれなくて、発言するかっていう問題もあると思うんですね。だから、ずっとフラットにいつてるんじゃないで、その子自身が、心的苦痛を感じて、どこかで何かのSOSを出し始めるっていうのがどこなのかという。だから、そこを分かるためには、E委員のもし提言を今度活用するとすると、「本人からの訴えが」というのは「誰に」訴えたのか、「保護者から相談」は「誰が」キャッチしたのかを集めてもらうと良いってことですね。

(E 委員)

そうですね。

(会長)

そのところだと思います。「誰が」に訴えられたのかってところです。だから、いくつか選択肢を設けておいて、「担任」「同学年の別の先生」それから、「管理職」「その他」という感じ、「養護教諭」とか。そんな感じにして、丸を付けるやり方にすると、どこでキャッチできているかが分かりやすいだろうというところは、あるんだろうとは思いますが。

(C 委員)

それと、この「本人からの訴え」とか「本人の保護者からの訴え」というのは、今、所属しているクラス・学年の中で生じているいじめということですか。例えば、去年の何年生の時、「今5年生だけど去年の4年の時」とか、そういうのはないんですね。

(事務局 B)

それはないですね。

(C 委員)

それはないんですね。

(事務局 B)

当該年度の調査、問題行動調査を基にこれを作っていますので。要するに、A ちゃんが、「昨年度いじめられてた事を今年度訴えた」。

(C 委員)

はい、そうそう。

(事務局 B)

は、あります。要するに、いじめの発見が今年なら5年度になるので。要するに、把握したのが、例えば7月なら7月です。事案の起こった事を事実確認していった中で、令和4年度7月であれば、そういう形で今年度計上に上がってきます。

(C 委員)

「去年いじめられてたから、うちの子ずっと不登校なんです」というのを、今月言ったら、それは今年度の訴え。

(事務局 B)

もし、今年度、保護者とか本人が「私が休んでいた理由は、いじめでした」。

(C 委員)

「去年の7月のあれなんです」って言ったら。でも、それは今年の件数なんですね。

(事務局 B)

件数の把握は、今年になると思います。昨年度は、件数把握できないです。

(会長)

そうなんです。

(C 委員)

ですよね。

(会長)

過去にさかのぼっていくと、数値が無茶苦茶になるから。それと、調査しないと過去がいつか分からない。

(C 委員)

それはそうなんですけどね。そういう事も、この「本人・保護者からの訴え」の多さから考えると、この頃、リアルタイムの訴えじゃなくて、不登校で、「実は、これは去年のあの時のことか」というのが、時々あるような気が、ちょっと最近増えたような気がするんで。そんなものもあるのかなって。そうすると、アンケートの数

字もやっぱり少なくなるのかもなみたいな。「言わない」ということで。

(会長)

そうですね。

(C 委員)

それは、全て仮説ばかりなので、分からないですよ。「どうしたらいいんだ、じゃ」っていうのは難しいと思います。

(B 委員)

重なってはいないですね。アンケートから上がってきているやつと、「本人からの訴え」と「本人の保護者からの訴え」と。

(事務局 B)

重なってないです。

(B 委員)

普通で言ったら、「本人から訴えたやつが、学期の途中にありました」と「6 月に訴えました」とか。7 月に「保護者が訴えました」とかみたいなのがあって、7 月の終わりにアンケートを取ったら、それは書いてない。それは、どうしてるんですか。

(事務局 B)

この調査の項目が、「「発見のきっかけ」を選びなさい」になってまして。

(B 委員)

それは、子どもらは普通は、一般的にはアンケートした時は、あったらチェックする、してる。

(事務局 B)

要するに、「「認知件数」と「きっかけの件数」を一緒にしなさい」となっているのです。

(会長)

そうなんです。

(事務局 B)

例えば、「A がいじめられて、6 月に担任に言ってた」で、7 月のアンケートで書いていた。そしたら、A に対して 1 件なので、きっかけは、A が言ってたことになるんです。

(会長)

そうなんです。

(A 委員)

6 月の分ってことですよ。

(事務局 B)

そうです。

(D 委員)

アンケートにチェックしてても、それは入らない。

(事務局 B)

入らないです。

(B 委員)

ここに入っていない。

(事務局 B)

入らないです。

(D 委員)

チェックしている数はもっとあるってことですか。

(事務局 B)

可能性はあります。要するに、「きっかけ」なので、一番最初の把握したものを書きなさいなので。

(B 委員)

それの方が一番分かりやすいですね。

(D 委員)

そうですね。

(B 委員)

それやったら、「子どもが言った」「保護者が言ってる」数が多かったら、アンケートに仮に書かれてても、それは数えられてないってこと。

(事務局 B)

数えられてない。

(B 委員)

ここに上がってないってことやから。

(E 委員)

書いてある、チェックしてある。

(B 委員)

書いてあるし、チェックしてあるわけですよ。

(D 委員)

アンケートにはチェックしている可能性があって、

(事務局 B)

そうです。

(D 委員)

アンケートだけのチェックでいうと、もっと高いかもしれない。

(B 委員)

チェックしてあるやつはもっと高いかもしれない。

(事務局 B)

そうです。アンケートに本人が書いてたものは、多いかもしれないです。

(A 委員)

「きっかけ」ではないというだけです。

(事務局 B)

そうです。

(B 委員)

それだったら、まだ。

(D 委員)

そうですね。

(B 委員)

それだったら、「子どもの訴え」が多い、「本人の保護者から訴え」が多いという、数が多かったら、その分「アンケートきっかけ」は少なくなるから、この数の説明はつく。他のところは、「子どもの数」「子どもの訴え」「保護者の訴え」が少ないから、その分「アンケートきっかけ」が多いっていうので、こんな極端な差の説明が一応できることになるので。そこを、ちゃんと何か、少し分析的でも、アンケートに書いてある数は数で抑えておいた方がいいのでは。

(C 委員)

逆もあるんじゃないですか。アンケート5月か6月ですし。

(B 委員)

いえ。

(委員全員)

学期末です。

(C 委員)

あ、学期末か。

(A 委員)

学期末とおっしゃってたと思います。多分7月とか。

(C 委員)

一番遅い。

(B 委員)

一番遅いので。

(C 委員)

だから一番遅かったら、そりゃ。

(B 委員)

書いてるやつは、先に上がっているやつは、ここに入っていないわけやね。

(C 委員)

アンケートにいったから気が付いて、保護者も言ってきても、今度「保護者の」が上がらないですよ。

(B 委員)

ということですね。

(会長)

そういうことです。

(C 委員)

学期末だから夏休みにわざわざ言うてくるのは、少ないですよ。

(事務局 B)

少ないです。

(B 委員)

それだったら分かります。

(A 委員)

アンケートで、いじめの事が書かれている件数だけ見れば、いいわけですよ。

(会長)

そうです。だからそこを、「アンケートはアンケートで一応5年保存しろ」と文科省が言ってるんですよ。5年では足りないから、僕は20年といろんな所で言ってるんだけど。その保存の中で、そこの中にどういうふうに書いてあるかということだけのチェック数を上げてもらうといいと思うんですよ。つまり「いじめられてる」とか、「学校に行くのを嫌だと言ってる」とかいろんな書き方があると思うんですけど。例えば、それがどうなのかということ調べてくれって、過去もさかのぼって出すと出てくると思うので。それを見るというやり方ですよ。そうすると、アンケート自体に何が書かれてたかというのが見えると思うので。多分、実際にはあんまり書いてないと思うんです、豊中の子は。

(C委員)

そうですね。増えたと言っても、ちょっとだけですよ。

(会長)

そうそうそう。

(C委員)

それが、ボンッと上がるってことはないですよ。

(D委員)

本来だったら、「本人」とか「保護者の訴え」と「アンケート」の数って同じくらいであるということですよ。上がってるとするなら。

(B委員)

少なくとも、それ以上ないとおかしい。子どもがちゃんと書いているんだったら。「本人が訴え」、「保護者が訴え」てるやつがあったら、アンケートは。

(D委員)

もっと多いはず。

(B委員)

もっと多いはず、記載はね。中には、「自分言ってるから、アンケートには書かへんねん」という事もあり得るかもしれないですけど。自分で言っても、アンケートにも書くっていうのが普通じゃないかなと思うので。その書いてる数を見てもらったら。

(会長)

少し、いくつかの学校のやつを見させてもらうという手はあると思いますよ。アンケートそのものをね。

(D委員)

データをね。

(会長)

見て、指導課の方で。それで、ダーッと一覧を見ていって、どの程度書いてあるかというところを確認すれば、だいたいのは掴めると思うんですよ。

(事務局B)

要するにピックアップしてということですか。何校か。

(B委員)

どこかの学校のを一回見たら。

(会長)

そう。どこかの学校をピックアップして、中学校を2〜3校、小学校4〜5校。

(B委員)

一番豊中らしいというか、典型的な所のを1校見たら。

(会長)

北と南で。

(B 委員)

アンケートどのくらい書いているのかと、「本人の訴え」と「保護者の訴え」とが分かるのでは。

(事務局 B)

分かりました。

(C 委員)

それでも、パーセント足しても「85」前後にしかないのは、他は、細かい理由がいっぱいあるという事ですか。きっかけ。

(事務局 B)

あります。項目がありまして、「学校の教職員が発見した」のか「学校の教職員以外からの情報により発見した」のかっていう2つ。

(C 委員)

それは、国がやってるやつと一緒にということですか。

(事務局 B)

一緒です。揃えています。

(会長)

そうです。それを合わせないといけないから。

(C 委員)

だから、それは載せてないわけですね。

(事務局 B)

その中に項目が他にあります。

(C 委員)

分かりました。

(事務局 B)

ただ、特徴的なものをここに入れさせてもらってます。

(C 委員)

そうですね。分かりました。

(A 委員)

資料7の一番最初のこのところに書いてあります。

(C 委員)

なるほど、そうですね。

(会長)

残り30分くらいで、私が出した資料を基に、お話させていただいてよろしいですか。前回3月にやった時にもお話したか分かりませんが、全国の困ってる学校の相談に乗ってるとですね、非常に厄介な事案が増えてきております。これは、これから豊中でも考えた方がいいんだろうと思うし。実は、重大事態には、1号重大事態「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき」というやつと、30日前後の欠席を基にした不登校重大事案。実は、重なるケースが全国でポツポツと出てるんです。これが1か所2か所じゃないんです。いろんな所で本当に起きています。このいじめ重大事態の法律だけでなく、要するに国の基本的な方針、重大事態のガイドラインを使って、とことんいろんな形で、攻めてくるというケースが至る所で起きてます。

「重大事態の調査に関するガイドライン」で、見ていただいたんですが、10ページのところの冒頭に、「(被害児童生徒・保護者のケア)」と出てくるんです。「被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、

カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと」。この法律がこのまま続く限り、学校が壊れていくと思います。先生のなりてはないと思います。それくらい全国では、いろんな事が起きてます。私は応急手当を一生懸命しながら、どういうふうにするかやっていってるんですが、これが「いじめ防止対策推進法」の現実です。親御さんの知識が、学校の先生をはるかに上回るどころか、行動力やエネルギーも凄くて。こここのところに来てるということを考えながらいけないといけないというような、極めて残念なところなんです。徹底的に讓っていい事といけない事の区分をはっきりさせていかないと、豊中の学校も同じように壊れていく可能性があるということです。もう1つ、学校の悲鳴を拾い上げる。そのシステムを、どうか大事にしてほしいなと、つくづく思います。それでは、終わらせていただきます。ありがとうございました。